

催しなどで火気器具等を取扱う方へ

祭礼、縁日、花火大会、展示会などの多数の人が集まる催しで、火事が起きたときは、混雑もあり、被害が大きくなるおそれがあります。

そのため、市では平成26年に大和市火災予防条例の一部を改正し、**多数の人が集まる催しで、対象火気器具等を使用する露店等がある場合に、消火器の準備と露店等の開設届出書の提出**を義務付けました。

露店等の開設届出書は、最寄りの消防署（本署、北・南分署、西・柳橋出張所）に提出してください。催しの主催者、出店者及び関係者の皆様は、下記のイラストを参考に、火災予防にご協力をお願いします。

多数の人が集まる催しとは？

多数の人が集まる祭礼、縁日、花火大会、展示会等の催しです。集まる人の範囲が、近親者や友人同士など、個人的つながりに留まるものは対象外です。

対象火気器具等とは？

気体、液体、固体の燃料を使う器具と、電気を熱源とする器具です。

(例) ガスこんろ・カセットコンロ
発電機・ストーブ・IH調理器
炭、練炭等の火鉢・七厘

どんな消火器が必要？

火気器具の種類、燃料のほか周囲の状況に適応とされるもの（住宅用消火器を除く）が必要です。腐食や破損等がある消火器は使用しないでください。

- ・火気から離れ、避難の障害にならない場所で使う。
- ・長時間、動かす場合は、適時にエンジンを止め、過熱に注意する。
- ・燃料補給は、必ずエンジンを止めてから、安全な場所で行う。

- ・ガソリンは、専用の金属製容器で貯蔵し、高温になるところや、直射日光をさけ、通気性の良い場所に保管する。
- ・燃料を取り扱っている周辺で、火気や火花を出す機械器具等を使わない。
- ・容器の蓋を開ける前に、圧力調整ネジを緩めて圧抜きをする。



- ・不燃性の台の上で使用する。
- ・周りに可燃物など、燃えやすい物を置かない。
- ・使用中は、その場を離れない。

- ・ボンベは平らな場所に置き、鎖などで転倒防止をする。
- ・直射日光や火気の近くを避け、風通しの良い場所に置く。
- ・ホースはひび割れや劣化したものを使わない。
- ・ホースバンドを取付、ホースが簡単に外れないようにする。

- ・整理整頓し、火気の周辺に置かない。

- ・火事が起きた場合に備え、火気器具の近くに準備する。
- ・いざというとき使えないので、露店の柱等に固定しない。

【問い合わせ先】
大和市消防本部 予防課
電話 046(260)5778(直通)
(土日祝日を除く8時30分～17時15分)
(作成：H27. 1. 5)